

柏江市デマンド交通実証運行支援業務委託公募型プロポーザルに係る質問・回答

	質問	回答
12	仕様書（案）P.2～3 5. 業務内容（6）（イ）②の乗降ポイントの目安60か所について、根拠や重視条件、また、個別交渉の対応が必要な個所数を教えてください。	半径150mの円で概ね市全域をカバーできることを想定し最大60か所程度としています。その他は実施要項に記載のとおり、合理的な数、箇所等をご提案ください。
13	仕様書（案）P.2～3 5. 業務内容（6）（イ）②の乗降ポイント設置は、委託者の設置先との調整を支援する立場でよいでしょうか。	設置先との調整について、可能な限り受託者が行うものとします。
14	仕様書（案）P.3 5. 業務内容（6）（オ）及びP.4 5. 業務内容（8）（ウ）は、A3判2つ折り等のパンフレットのサンプルの提供のみならず、制作、印刷を含むという理解でよいでしょうか。また、パンフレット以外の広告などの具体例はありますかでしょうか。	ご認識のとおり、パンフレットの制作、サンプル提供、印刷を含むこととします。なお、パンフレットのサイズは指定しないものとします。 また、パンフレット以外の具体例は主に委託者による市広報誌、ホームページ作成などの支援のほか、提案によるものとします。
15	仕様書（案）P.3 5. 業務内容（6）（ク）④の本格運行などに向けた検証費用は、今回の業務に含むという理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
16	仕様書（案）P.3 5. 業務内容（7）の電話番号種別は、フリーダイヤル・委託者が通信費負担と、ナビダイヤル・住民が通信費負担のどちらの想定でしょうか。	電話番号種別は、ご質問の例示に限らず、提案内容次第とし、この点を見積書や提案書に明記することとします。なお、フリーダイヤル等の場合でも、受託者が契約者となり、業務委託費の見積り額に含むこととします。
17	仕様書（案）P.3 5. 業務内容（7）は、1日当たり何件の受電数を想定していますでしょうか。また、運用上の前提条件は何かありますかでしょうか。	実証開始後の電話利用率等の受電状況によるため、現時点で受電数や体制などの前提条件として明確な回答は持ち合わせておりません。見積りの目安として初期段階の件数を20～30件程度と想定し、見積書に1日あたりの受電件数の上限や基準を明記、金額の根拠を明確にしてください。 なお、長期的には、実証運行を通じて受電件数や利用率を確認し、最適な対応を検討することとします。
18	仕様書（案）P.3 5. 業務内容（7）（ウ）は、電話受付センターで受けた問合せや苦情についての内容を、集計・分析・報告する理解でよいでしょうか。また、苦情の内容によって、受託者が一次対応を受け、必要に応じて委託者へ確認の上で、対応する運用で問題ないでしょうか。	ご認識のとおりです。
19	仕様書（案）P.4 5. 業務内容（8）（イ）の、拠点プレートは、自立式停留所型ではなく、アルミプレート掲示型のイメージでよいでしょうか。また、拠点プレートと路面シートの内訳を教えてください。	拠点プレートは、アルミプレート掲示型を想定します。 拠点プレートと路面シートの設置数の内訳は、乗降ポイントの交渉を含む設置場所の状況によるため、ここでは回答できません。
20	仕様書（案）P.4 5. 業務内容（8）（エ）について、運行委託先の車種が決まっていたらご教示ください。また、車両本体にラッピングすることは可能でしょうか。（マグネットによる掲示と異なります）	運行車両は、ジャバンタクシーを想定しています。 なお、原則マグネット方式を想定しており、車両本体へのラッピングは、別途契約する運行事業者との調整によるものとします。現時点で今年度の車両本体へのラッピングは、想定していません。
21	仕様書（案）P.4 7. システム要件（3）について、利用者からの予約（電話・アプリ・Web・LINE）はそれぞれの媒体が必須の機能でしょうか。また、「Web」は、運行管理機能（管理者Web）を示すものでしょうか。	仕様書（案）の予約媒体は、より多くの方が利用しやすい環境構築を目的に、原則として対応していることとします。原則によらない場合や留意事項等がある場合は、代替機能等と併せて一次審査時に様式3へ示すこととします。その場合においても、上記の目的から、電話と電話以外の予約方法（アプリ等のいずれか）に対応していることは必須とします。 なお、ここで指す「Web」は、ユーザー向けの予約Webフォームです。

柏江市デマンド交通実証運行支援業務委託公募型プロポーザルに係る質問・回答

	質問	回答
22	<p>仕様書（案）P4 7. システム要件（6）について、即時予約は、予約受付センターのみで機能があれば問題ないでしょうか。また、即時予約（空きがあれば予約後すぐに乗車可能）は、例えば待ち時間3分以内など、すぐに乗車が可能な予約の要求レベルはありますか。</p>	<p>仕様書（案）の即時予約機能は、より多くの方が希望した時間に利用できることを目的に、原則として各予約媒体から利用可能であることとします。留意事項等がある場合は、代替機能等と併せて一次審査時に様式3へ示すこととします。</p> <p>なお、即時予約と事前予約として求める機能の水準は、以下のとおりです。</p> <p>即時予約：今すぐ利用したい場合に予約可能な時刻の候補を示す機能</p> <p>事前予約：30分後以降等の指定時刻に利用可能な予約時刻の候補を示す機能</p>
23	<p>仕様書（案）P4 7. システム要件（8）は、車椅子等利用者の乗降時間を配慮した機能を設定するもの、ドライバーへ通知をするもののどちらでしょうか。また、車椅子等利用者の予約時になんらかの機能でメッセージやメモとしてドライバーへ通知する理解でよいでしょうか。</p>	<p>仕様書（案）の記載は、ドライバーへ通知する機能を求めるものです。通知方法の指定はありません。乗降時間の配慮などに関する機能は、様式3へ記載してください。</p>
24	<p>仕様書（案）P4 7. システム要件（11）及び（12）の定時定路線に関する機能は、あらかじめ機能設定を見込んだ仕様とすべきでしょうか、現時点で機能具備が可能な仕様であればよいでしょうか。</p> <p>また、定時定路線の運行時間においては、予約を受けず、システムを使わずに運行する仕様でよいでしょうか。</p>	<p>仕様書（案）に記載の定時定路線運行への切替機能は、将来的な運行の柔軟性を見据え、原則として求める仕様としています。留意事項等がある場合は、代替機能等と併せて一次審査時に様式3へ示すこととします。また、現時点で今年度中の定時定路線への切替えは想定しておらず、機能具備が可能であればよいものとします。</p> <p>定時定路線の運行時間においても、車両の乗客定員を踏まえ、原則としてシステムで予約できるものとします。</p>
25	<p>仕様書（案）P4 7. システム要件（13）は、乗降ポイントのみの追加・削除は費用が発生せず、エリアの追加・変更は別途費用発生を認める理解でよいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。なお、可能な限り追加の費用が発生しない方法で運行区域等を提案することとし、追加の費用が発生する場合は、その旨の留意事項などを提案書または見積書へ記載してください。</p>
26	<p>仕様書（案）P5 8. ユーザーアプリ（3）及び9. LINEミニアプリ（6）は、ユーザーが指定した現在地・目的地に対して、システム側で「最寄り」のミーティングポイントを自動で確定する機能でしょうか。</p> <p>また、この機能は必須でしょうか。</p>	<p>ご認識のとおり「最寄り」の乗降ポイントを自動で確定する機能を想定しています。</p> <p>この機能は、より多くの方が利用しやすい環境の構築を目的に、原則として求める仕様としています。留意事項等がある場合は、代替機能、合理的な理由等と併せて一次審査時に様式3へ示すこととします。</p>
27	<p>仕様書（案）P5 8. ユーザーアプリ（5）の英語表記に対応していることは、必須でしょうか。</p>	<p>仕様書（案）に記載の英語表記は、より多くの方が利用できる環境の構築を目的に、原則として求める仕様としています。</p>
28	<p>仕様書（案）P5 9. LINEミニアプリ（3）は、初回のみID/PW入力で認証、その後は入力不要という仕様でよいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
29	<p>仕様書（案）P5 9. LINEミニアプリ（7）の写真表示は必須でしょうか。</p>	<p>仕様書（案）に記載のLINEミニアプリの写真表示に関する機能は、より多くの方が利用しやすい環境の構築を目的に、原則として求める仕様としています。留意事項等がある場合は、代替機能、合理的な理由等と併せて一次審査時に様式3へ示すこととします。</p>
30	<p>仕様書（案）P6 11. 運行管理機能（管理者Web）（5）の予約受付停止時に、自動的に他の車両に振り分ける機能は必須となりますでしょうか。手動での対応など、代替手段は可能でしょうか。</p>	<p>仕様書（案）に記載の予約受付停止時に、自動的に他の車両に振り分ける機能は、より円滑な運行を目的に、原則として求める仕様としています。留意事項等がある場合は、代替機能、合理的な理由等と併せて一次審査時に様式3へ示すこととします。</p>
31	<p>仕様書（案）P6 11. 運行管理機能（管理者Web）（7）は、既に予約が入っている日は、登録、修正、削除ができない仕様でもよいでしょうか。</p>	<p>ドライバーの運転シフト管理について、随時・自由に変更できる旨を仕様のレベル水準として例示していますが、留意事項等がある場合は、合理的な理由、代替機能、機能水準等を、一次審査時に様式3へ示すこととします。</p>
32	<p>仕様書（案）P6 13. セキュリティ要件（4）は、個人情報の取扱いに関する特記仕様書第12条（外的環境の把握）により補足される理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりとします。</p>